

事業報告書  
(自 令和 4年3月1日 至 令和 5年2月28日)

00469

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 酒井内科
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 兵庫県川西市中央町6番7号

(3) 設立認可年月日 平成 4年 5月 1日

(4) 設立登記年月日 平成 4年 5月14日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	酒井内科	兵庫県川西市中央町6番7号	一般病床      0床
			療養病床      0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和 4年 4月21日	定時社員総会	令和3年度決算承認及び役員報酬の改定
令和 5年 1月21日	定時社員総会	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団酒井内科

※医療法人整理番号 00469

所在地 兵庫県川西市中央町6番7号

貸借対照表

(令和5年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	43,682	I 流動負債	6,762
II 固定資産	12,123	II 固定負債	0
1 有形固定資産	4,449	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	267	負債合計	6,762
3 その他の資産	7,407	純資産の部	
III 繰延資産	25	科目	金額
		I 出資金	17,000
		II 利益剰余金	32,068
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	49,068
資産合計	55,830	負債・純資産合計	55,830

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団酒井内科  
所在地 兵庫県川西市中央町6番7号

※医療法人整理番号 00469

損 益 計 算 書  
(自 令和 4 年 3 月 1 日 至 令和 5 年 2 月 28 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,560
2 事業費用	94,507
本来業務事業利益	3,053
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	3,053
II 事業外収益	3,949
III 事業外費用	0
経常利益	7,002
IV 特別利益	0
V 特別損失	407
税引前当期純利益	6,595
法人税等	211
当期純利益	6,384

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。  
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人社団酒井内科  
 所在地 兵庫県川西市中央町6番7号

※医療法人整理番号 

0	0	4	6	9
---	---	---	---	---

**財 産 目 録**  
 (令和 5 年 2 月 28 日現在)

1. 資	産	額			
					55,830 千円
2. 負	債	額			6,762 千円
3. 純	資	産	額		49,068 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	43,682
B 固 定 資 産	12,123
C 繰 延 資 産	25
C 資 産 合 計 (A+B+C)	55,830
D 負 債 合 計	6,762
E 純 資 産 (D-E)	49,068

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。  
 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建	物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

法人名 医療法人社団 酒井内科  
 所在地 兵庫県川西市中央町6番7号

※医療法人整理番号 00469

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。  
 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。  
 3 近親者である場合には続柄を記載する。  
 4 次に定める取引については上記の注記を要しない。  
 イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。  
 ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い  
 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

## 監事監査報告書

医療法人社団 酒井内科  
理事長 酒井 優希 様

私は、医療法人社団酒井内科の令和4会計年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年4月22日

医療法人社団酒井内科

監事 渋谷 ひとみ